

別記様式（第5条関係）

議 事 録

会議の名称	令和6年度第10回登米市農業委員会総会																																																																																																												
開催日時	令和7年1月27日（月） 午後1時30分 開会 午後2時51分閉会																																																																																																												
開催場所	中田庁舎3階 旧議場																																																																																																												
議長の名氏	会長 高橋 清範																																																																																																												
出席者 （委員） の氏名	<p>【農業委員】</p> <table border="0"> <tr> <td>1番</td><td>小野寺 義 幸</td> <td>2番</td><td>鈴木 泰 子</td> <td>3番</td><td>田 島 幹 雄</td> </tr> <tr> <td>4番</td><td>三 塚 芳 毅</td> <td>5番</td><td>五十嵐 幸 喜</td> <td>6番</td><td>柴 崎 専 一</td> </tr> <tr> <td>7番</td><td>佐 藤 久 順</td> <td>8番</td><td>浅 野 和 宏</td> <td>9番</td><td>岩 淵 勉</td> </tr> <tr> <td>10番</td><td>岩 崎 とみ子</td> <td>11番</td><td>阿 部 静 男</td> <td>12番</td><td>千 葉 昭 広</td> </tr> <tr> <td>13番</td><td>小野寺 鉄 子</td> <td>14番</td><td>阿 部 晃 徳</td> <td>15番</td><td>加美山 竜 太</td> </tr> <tr> <td>16番</td><td>高 橋 健 之</td> <td>17番</td><td>鈴 木 巖</td> <td>18番</td><td>芳 村 忠 市</td> </tr> <tr> <td>19番</td><td>芳 賀 秀 二</td> <td>20番</td><td>櫻 井 利 光</td> <td>21番</td><td>佐 藤 瑛 彦</td> </tr> <tr> <td>22番</td><td>鹿 野 昭 子</td> <td>23番</td><td>門 馬 一 郎</td> <td>24番</td><td>高 橋 清 範</td> </tr> </table> <p>【農地利用最適化推進委員】</p> <table border="0"> <tr> <td>1番</td><td>門 脇 昭 雄</td> <td>2番</td><td>及 川 祐 宏</td> <td>3番</td><td>田 崎 光 雄</td> </tr> <tr> <td>4番</td><td>千 葉 久三男</td> <td>5番</td><td>東 敬 三</td> <td>6番</td><td>芳 賀 定 一</td> </tr> <tr> <td>7番</td><td>高 橋 弥寿仁</td> <td>8番</td><td>白 石 久 喜</td> <td>9番</td><td>佐々木 正 志</td> </tr> <tr> <td>10番</td><td>岩 渕 和 也</td> <td>11番</td><td>青 山 信 一</td> <td>12番</td><td>千 葉 利 行</td> </tr> <tr> <td>13番</td><td>佐 藤 啓</td> <td>14番</td><td>千 葉 孝 二</td> <td>15番</td><td>佐々木 喜 朗</td> </tr> <tr> <td>16番</td><td>千 葉 博 直</td> <td>17番</td><td>佐々木 尚</td> <td>18番</td><td>小野寺 堅 二</td> </tr> <tr> <td>19番</td><td>小 出 隆 則</td> <td>20番</td><td>豊 澤 啓 司</td> <td>21番</td><td>佐々木 武 雄</td> </tr> <tr> <td>22番</td><td>佐 藤 晃</td> <td>23番</td><td>鈴 木 一 義</td> <td>24番</td><td>小 林 弘 幸</td> </tr> <tr> <td>25番</td><td>石 堂 貴 博</td> <td>26番</td><td>佐 藤 進</td> <td>27番</td><td>土 生 浩 也</td> </tr> <tr> <td>28番</td><td>亀 井 達 夫</td> <td>29番</td><td>近 藤 充</td> <td>30番</td><td>白 鳥 剛</td> </tr> </table> <p>（ は欠席委員、 は遅参委員、 は早退委員）</p>	1番	小野寺 義 幸	2番	鈴木 泰 子	3番	田 島 幹 雄	4番	三 塚 芳 毅	5番	五十嵐 幸 喜	6番	柴 崎 専 一	7番	佐 藤 久 順	8番	浅 野 和 宏	9番	岩 淵 勉	10番	岩 崎 とみ子	11番	阿 部 静 男	12番	千 葉 昭 広	13番	小野寺 鉄 子	14番	阿 部 晃 徳	15番	加美山 竜 太	16番	高 橋 健 之	17番	鈴 木 巖	18番	芳 村 忠 市	19番	芳 賀 秀 二	20番	櫻 井 利 光	21番	佐 藤 瑛 彦	22番	鹿 野 昭 子	23番	門 馬 一 郎	24番	高 橋 清 範	1番	門 脇 昭 雄	2番	及 川 祐 宏	3番	田 崎 光 雄	4番	千 葉 久三男	5番	東 敬 三	6番	芳 賀 定 一	7番	高 橋 弥寿仁	8番	白 石 久 喜	9番	佐々木 正 志	10番	岩 渕 和 也	11番	青 山 信 一	12番	千 葉 利 行	13番	佐 藤 啓	14番	千 葉 孝 二	15番	佐々木 喜 朗	16番	千 葉 博 直	17番	佐々木 尚	18番	小野寺 堅 二	19番	小 出 隆 則	20番	豊 澤 啓 司	21番	佐々木 武 雄	22番	佐 藤 晃	23番	鈴 木 一 義	24番	小 林 弘 幸	25番	石 堂 貴 博	26番	佐 藤 進	27番	土 生 浩 也	28番	亀 井 達 夫	29番	近 藤 充	30番	白 鳥 剛
	1番	小野寺 義 幸	2番	鈴木 泰 子	3番	田 島 幹 雄																																																																																																							
4番	三 塚 芳 毅	5番	五十嵐 幸 喜	6番	柴 崎 専 一																																																																																																								
7番	佐 藤 久 順	8番	浅 野 和 宏	9番	岩 淵 勉																																																																																																								
10番	岩 崎 とみ子	11番	阿 部 静 男	12番	千 葉 昭 広																																																																																																								
13番	小野寺 鉄 子	14番	阿 部 晃 徳	15番	加美山 竜 太																																																																																																								
16番	高 橋 健 之	17番	鈴 木 巖	18番	芳 村 忠 市																																																																																																								
19番	芳 賀 秀 二	20番	櫻 井 利 光	21番	佐 藤 瑛 彦																																																																																																								
22番	鹿 野 昭 子	23番	門 馬 一 郎	24番	高 橋 清 範																																																																																																								
1番	門 脇 昭 雄	2番	及 川 祐 宏	3番	田 崎 光 雄																																																																																																								
4番	千 葉 久三男	5番	東 敬 三	6番	芳 賀 定 一																																																																																																								
7番	高 橋 弥寿仁	8番	白 石 久 喜	9番	佐々木 正 志																																																																																																								
10番	岩 渕 和 也	11番	青 山 信 一	12番	千 葉 利 行																																																																																																								
13番	佐 藤 啓	14番	千 葉 孝 二	15番	佐々木 喜 朗																																																																																																								
16番	千 葉 博 直	17番	佐々木 尚	18番	小野寺 堅 二																																																																																																								
19番	小 出 隆 則	20番	豊 澤 啓 司	21番	佐々木 武 雄																																																																																																								
22番	佐 藤 晃	23番	鈴 木 一 義	24番	小 林 弘 幸																																																																																																								
25番	石 堂 貴 博	26番	佐 藤 進	27番	土 生 浩 也																																																																																																								
28番	亀 井 達 夫	29番	近 藤 充	30番	白 鳥 剛																																																																																																								
事務局職員 職 氏 名	産業経済部産業総務課 田村課長補佐、佐藤主事 農業委員会事務局 小野寺事務局長、佐々木事務局次長、山形事務局長補佐、 佐藤主幹、三浦主事、書記：園田農地管理係長																																																																																																												

議 題	<p>議案第 68 号 登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について</p> <p>報告第 33 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について</p> <p>報告第 34 号 使用貸借権の合意解約について</p> <p>報告第 35 号 農地法第 5 条の規定による許可書の返納について</p> <p>報告第 36 号 農地基本台帳新規（補正）登載申請について</p> <p>報告第 37 号 令和 7 年度農作業標準料金・賃金表について</p> <p>議案第 62 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>議案第 63 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について</p> <p>議案第 64 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について</p> <p>議案第 65 号 非農地証明願について</p> <p>議案第 66 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第 67 号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について</p>
会 議 結 果	<p>議案第 68 号 すべて可として意見決定した。</p> <p>報告第 33 号 議案書のとおり報告した。</p> <p>報告第 34 号 議案書のとおり報告した。</p> <p>報告第 35 号 議案書のとおり報告した。</p> <p>報告第 36 号 議案書のとおり報告した。</p> <p>報告第 37 号 議案書のとおり報告した。</p> <p>議案第 62 号 議案書のとおり決定した。</p> <p>議案第 63 号 すべて可として意見決定した。</p> <p>議案第 64 号 すべて可として意見決定した。</p> <p>議案第 65 号 議案書のとおり決定した。</p> <p>議案第 66 号 議案書のとおり決定した。</p> <p>議案第 67 号 議案書のとおり決定した。</p>
会議の概要	下記のとおり
会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案書 ・ 議案説明資料 ・ 諸般の報告 ・ 農地法第 3 条調査書
発 言 者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・ あいさつ ・ 議案説明のための出席説明員及び書記の報告 <p>日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第 38 条第 2 項の規定により、議席番号 14 番阿部晃徳委員、議席番号 15 番加美山竜太委員を指名します。</p>

議長	<p>日程第2、会期の決定を議題といたします。 お諮りします。本総会の会期は本日1日間としたいと思います。 これにご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。 よって本総会の会期は本日1日間とすることに決定しました。</p>
議長	<p>日程第3、諸般の報告を行います。 諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。 これで諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>日程第4、議案第68号登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について、を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p> <p>次に、産業経済部から説明願います。</p> <p>《産業経済部説明》</p> <p>説明が終わりました。 ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。 第1区の報告を登壇してお願いします。</p>
11番委員	<p>令和7年1月20日に実施した登米市農業委員会、第1区現地調査の結果を報告します。</p> <p>進行番号2番、3番の除外及び編入は、当該事案は既に圃場整備事業が完了している地区であったので、担当者のご説明をいただき、その経緯、あるいは、処理方法に疑義が生じたため追加調査をお願いし、当日の意見を保留しました。</p> <p>委員会の方でご審議いただき結論を出すようにということで現地でお話ししておりましたのでその方向で審議をお願いいたします。</p> <p>以上の通り報告します。</p> <p>令和7年1月27日 現地調査委員 12番 千葉 昭広 委員 13番 小野寺 鉄子 委員</p>

11 番 阿部 静男 委員

議長

次に、第2区の報告を登壇してお願いいたします。

15 番委員

令和7年1月20日に実施した登米市農業委員会、第2区現地調査の結果を報告します。

進行番号1番の用途変更は、農用地区域以外に代替地も無く、他の農地利用への支障、集団性の確保、土地利用の混在、担い手等への農用地の利用集積及び農用地の保全又は被害防除に支障を及ぼす恐れが無いと認められ、用途変更及び除外は妥当との意見で一致しました。

しかし、進行番号1番は、既に農外利用されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うように指導するよう付すべきと思われる。

以上の通り報告いたします。

令和7年1月27日

現地調査委員

14 番 阿部 晃徳 委員

22 番 鹿野 昭子 委員

15 番 加美山 竜太 委員

11 番委員

20日に産経の担当の方に案内いただいて、豊里の現地を調査いただきました。当時はここに議案にかかっているように、資料の12ページなんですけれども、登記簿土地番がないため除外するものというのがありましたのでこの資料しかございませんでした。しかし、現地は既にですね圃場整備を完了されておりまして、こういう補助整備の完了されたところで、地番がないというのがあり得るのかと思ったわけです。圃場整備は、農政関係の事業につきましては、農振農用地が、一番の原則でございますので、そういうところで今どきこういうのがあるのかと思ったわけでございます。それでずーときましたけども、私のところにですねその後議案が送付されまして、議案の59ページですけども、ここに事業目的っていうことで、計画策定時の地番の誤りのため変更するものだというので的確に、表明されているわけですよ。このように表現されていれば、私も、現地でですね、いろんなことを言わなくてもすぐわかったんですけども、なぜこれらをですね、早く話してくれなかったかなあと。これが残念でなりません。そういうことで、とにかく地番の変更と、いうことですから、農振の農用地変更ということですから、これについては問題がないと思いますので、遅れましたけども、現地報告にかえさせていただきます。以上です。

議長

ただいまの意見に何かありますか。

産業総務課

はい。この度の案件につきましては、現地調査の際の資料等の説明が大変不足しておったことお詫び申し上げます。経緯につきましては先ほど説明し

た通り、県が行った換地処分の方が、当時の豊里町の方で修正されていなかったものがずっと引きずられておりまして、こちらにちょっと我々も農地台帳と農振台帳の突合をしてもわからなかったものでありましたので、今後こういうことはないように気をつけて参りますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長

その他に質問ございませんか。

19 番委員

登米の方でちょうど売買から転用にかけようと思ったら筆界未定という地域が出まして、地番が存在しない。要は内面積が入ってるのにその地番が存在しないのに農振地になっていたっていうので、ちょっと登米の水道事業所の奥なんですけども、昨年ちょっと時間かけまして、買う側が大きい会社だったので、筆界もう1回取り直しして、地番の取り直しして、それから後申請かけて変更かけたんですけども、何かいろいろちょっと、こういうのに携わっていると、筆界未定地も結構出てくるみたいで、その都度何かこう変更しないと気づかない部分があるみたいで、それ洗い直してこれからするかしないかはちょっとわからないんですけども、珍しいことじゃなかったみたいではない。一応今の関連としましては以上です。

産業総務課

個別の案件については気づいた時点で修正していきたいと思えますし、農振の全体の調査については、概ね5年ということで、ある期間区切って、全体の見直しを行う際にも全体の確認を図って参りたいと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

19 番委員

すいません。今の2番、3番に関連しない、ごめんなさい1番の方でちょっとご質問したいですかよろしいですか。1番の登米の案件なんですけども。ちょっとパッと見の状況しか知らない家の奥になってる部分だと思うんですけども、これ内面積で分筆っていうか内面で転用という形で、奥側なんか平面見ると、変更理由書の方の10ページの平面見ると地区外っていう、これ、道路から奥側が結局、奥っていうか入口からは全部建物になってて、一番奥側を分筆して今回申請という形なんですけども、この残り160平米を農振として残す意味っていうかこの地区外って、私ちょっとごめんなさいと登米なのにわかんなくて申し訳ないですけども。農地じゃないっていうことですよね。

産業総務課

こちらの地区外は、公図を取ったときに、ただ地番が出てきてないだけであって、地番が存在している。実際地番は存在していて、210-1の今回の申請地につきましては、残りは農地のまま、今後も畑として使ってるということなので、農振農用地のままでして、条件としましては必要最小限の面積で申請をお願いしておりますので、今回農地として活用をしていない場所が、ハウスパドック、そして畜舎の部分とその通路に係る部分が308㎡のうち140㎡でしたので、140㎡の申請でお願いをしました。

19 番委員

210-2は何になってますか。

産業総務課	210-2 につきましては、農用地域内には指定されておりました。
19 番委員	そうすると、ごめんなさい何回もやりとりなんですけど 210-2 が、農用内になってない農用外ってことですね。ということは 210-1 のその残した 160 m ² だけ孤立で残るといふ形になるんじゃないですか。
産業総務課	210-1 で公図上で区域外って指定されてるところに、本来ですと、160 という地番がありまして、こちらは農用地域内に指定されております。
19 番委員	ここ住宅並びですね。岡谷地地区の一番外れになるんですけども、私の認識では、周り全部住宅地になっていて、ちょうど外れの部分なので、こっからこの 10 ページで言えば一番下の部分はもうこれはもう田んぼになると思うんですけども、ここは宅地との間の土地で、要はいくら最小限でやれっていうことでもう 300 m ² のうちの 160 を残して農用外申請してこれ 160 だけ農振に残すっていう部分がちょっと農用が大事じゃないって話ではないんですけども、本人が農用に残してくれっていうんでしたらですけども、こういう無断転用までしてからの申請がかかってきたときに、なぜこれをこの 300 でしたら目をつぶるとか、何とかこうこなせられるお話しだと思ふんですけども、今後のことを考えた時点でその小さい農用を、残す意味があるかないかまでをちょっと考えていただいた方が、今後の私たちも指導するときに、相談されたときにここはここまでですよ。ここは畑ちょっとだけ残す 1 畝、本当に 160 っていう面積を残して畑に農振として残す意味合いがあるかないかまでを考えないと、ちょっと今後の活動にはちょっと支障を来たすんじゃないかなと思います。すいません。よろしくお願ひします。
産業総務課	あと、すいません補足なんですけども、今回除外ではなく用途変更ですので、農用地域内の農業用施設用地にもなっておりますし、210-1 の今回、10 ページが記載されてない隣の 160 の地番から東の方に、農地の集団性が、農用地域の方指定されているっていうふうにもありますので、おっしゃる通り、残す意味とかあるのがもう考えなくちゃ駄目なことも検討しながら今後指導などを相談に受けていきたいと思ひます。
事務局	農業委員会の方からも補足をさせていただきます。転用の案件とも絡んでくる部分もあろうかと思ひますので、産業総務課と意見を合わせながら対応して参りたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。
議長	無ければ質疑を終わります。 これから議案第 68 号を採決します。 お諮りします。 本案は、すべて可とすることにご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》 異議なしと認めます。 よって、議案第 68 号、登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定については、異議なしと決定し、市長に提出いたします。

議長

日程第 5、報告第 33 号農地法第 18 条第 6 項の規定による届け出について、を議題とします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これで、報告第 33 号を終わります。

議長

次に、日程第 6、報告第 34 号使用貸借権の合意解約について、を議題とします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これで、報告第 34 号を終わります。

議長

次に、日程第 7、報告第 35 号農地法第五条の規定による許可証の返納について、を議題とします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これで、報告第 35 号を終わります。

議長

次に、日程第 8、報告第 36 号農地基本台帳新規(補正)登載申請について、を議題とします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これで、報告第 36 号を終わります。

議長

次に、日程第 9、報告第 37 号令和 7 年度農作業標準料金賃金表について、を議題とします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。
これで、報告第 37 号を終わります。

議長

次に、日程第 10、議案 62 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とします。
事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

議長

次に、地域との調和要件について、担当委員から自席にて発言をお願いします。

《いずれも支障なしの声》

いずれも支障等はないようですので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

《質疑なしの声を確認》

なければ質疑を終わります。
それではこれより議案第 62 号を採決します。
お諮りします。
本案は、申請の通り許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。
よって、議案第 62 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、審議の結果、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長

次に、日程第 11、議案第 63 号農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について、さらに、日程第 12、議案第 64 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を一括議題といたします。
事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。

第1区の委員の案件の報告を登壇してお願いします。

11 番委員

現地調査報告をいたします。令和7年1月20日に実施した登米市農業委員会第1区現地調査の結果を報告いたします。

農地法第4条の進行番号1番については、別紙議案説明資料1ページから3ページに記載されている通りです。申請内容は、申請地に資材置き場を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされており、また、申請地は、すでに農外利用されていることから、申請人により始末書を徴し転用は妥当との意見で一致いたしました。

農地法5条の進行番号1番、5番については、別紙議案説明資料6ページから18ページ、16ページから18ページに記載されている通りです。申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号2番については、別紙議案説明資料7ページから9ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に建売住宅を新築するもので、農地区分としては、土地区画整理法に規定する土地区画整理事業の施工にかかる農地であることから、第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされており、また、申請地は、すでに農外利用されていることから、申請人により始末書を徴し転用は妥当との意見で一致いたしました。

進行番号3番については、別紙議案説明資料10ページから12ページに記載されているとおりです。申請内容は、太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号4番については、別紙議案説明資料13ページから15ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種の農地で、原則的には転用許可ができない農地ですが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上の通り報告いたします。

令和7年1月27日

現地調査委員

12番 千葉 昭広 委員
13番 小野寺 鉄子 委員
11番 阿部 静男 委員

議長

次に、第2区の報告を登壇してお願いします。

15番委員

農地法第5条の進行番号6番については、別紙議案説明資料19ページから21ページに記載されている通りです。申請内容は、申請地に駐車場を整備するもので、農地区分としては、市役所からおおむね300メートル以内の区域の農地である、第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号8番については、別紙議案説明資料25ページから27ページに記載されているとおりです。申請内容は、太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号8番については、別紙議案説明資料25ページから27ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に稲わら置場及び作業用通路を整備するもので、農地区分としては、農用地区域内にある農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる用途区分が農業用施設用地である農地に、農業用施設が整備されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされており、また、申請地は、すでに農外利用されていることから、申請人により始末書を徴し転用は妥当との意見で一致いたしました。

進行番号9番、10番については、別紙議案説明資料28ページから33ページに記載されているとおりです。申請内容は、居宅を新築するもので農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上の通り報告します。

令和7年1月27日

現地調査委員

14番 阿部 晃徳 委員
22番 鹿野 昭子 委員
15番 加美山 竜太 委員

議長

調査報告が終わりました。

これより議案第63号、議案第64号について質疑を行います。
質疑ございませんか。

議長

《質疑なしの声を確認》

なければこれで質疑を終わります。

これより議案第 63 号を採決します。

お諮りします。

本案は、すべて可としますが、進行番号 1 番は既に利用状況が変更されていることから、今後は関係法令等を遵守し適正に手続きを行うよう指導願いたい旨を付すことにいたします。これにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 63 号農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定については、審議の結果、すべて可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 64 号を採決します。

お諮りします。

本案は、すべて可としますが、進行番号 2 番、8 番は、既に利用状況が変更されていることから、今後は関係法令等を遵守し適正に手続きを行うよう指導願いたい旨付すことにいたします。

これにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 64 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定については、審議の結果、すべて可とすることに決定いたしました。

議長

次に日程第 13、議案第 65 号非農地証明願について、を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

《質疑なしの声を確認》

なければこれで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、願出の通り証明することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 65 号非農地証明願については、願出の通り証明することに決定いたしました。

次に日程第 14、議案第 66 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

本案件は、利用権設定の進行番号 3 番から 4 番、31 番から 32 番が委員の案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当いたします。従いまして審議の進め方は、委員の案件と委員以外の案件にそれぞれ分離して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めますよって本議案の審議は分離することに決定いたしました。初めに、委員の案件、利用権設定の進行番号 3 番から 4 番についての審議に入ります。本案件は 12 番、千葉昭広委員に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。

《委員退場》

それでは、事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

なければこれで質疑を終わります。

これより議案第 66 号委員の案件、利用権設定の進行番号 3 番から 4 番を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案の通り決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって議案 66 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についての利用権設定進行番号 3 番から 4 番は、原案の通り決定いたしました。

12 番千葉昭広委員の入場を許可します。

《委員入場》

次めに、委員の案件、利用権設定の進行番号 31 番から 32 番についての審議に入ります。本案件は 17 番、鈴木巖委員に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。

《委員退場》

それでは、事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

なければこれで質疑を終わります。

これより議案第 66 号委員の案件、利用権設定の進行番号 31 番から 32 番を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案の通り決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって議案 66 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についての利用権設定進行番号 31 番から 32 番は、原案の通り決定いたしました。

17 番鈴木巖委員の入場を許可します。

《委員入場》

議長

次に議案第 66 号の委員以外の案件について審議に入ります。
事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

なければこれで質疑を終わります。
これより議案第 66 号の委員以外の案件を採決いたします。
お諮りします。
本案は原案の通り決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。
よって議案 66 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についての委員以外の案件については、原案の通り決定いたしました。

議長

次に、日程第 15、議案第 67 号農地利用状況調査に伴う、非農地の判断について、を議題といたします。
事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

ないようですのでこれで質疑を終わります。
これより議案第 67 号について採決します。
お諮りします。
本案は原案の通り非農地として決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第 67 号農地利用状況調査に伴う非農地の判断については、原案の通り非農地として決定することにいたしました。</p> <p>以上で、総会日程は終了しました。</p> <p>令和 6 年度第 10 回登米市農業委員会総会を閉じます。</p>
----	---

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和 7 年 1 月 28 日

議 長(会長)

議事録署名人 14 番

議事録署名人 15 番
